

業 務 説 明 資 料

1 件名

横浜市ウェブサイトデザイン改善業務委託

2 履行期限

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 履行場所

横浜市政策局広報課

受託者社内及びその他委託者の指定する場所

4 業務目的

横浜市ウェブサイト (<https://www.city.yokohama.lg.jp/>) のデザイン改善を令和6年3月下旬に実施するため、新デザインのコンセプトを検討・策定した上で、新デザインデータ一式を令和5年9月末までに作成する。また、令和6年2月末までにブランディングページの画像素材を作成する。さらに、新デザインのアクセシビリティやユーザビリティを維持するため、デザインシステム・運用マニュアル等のドキュメントを令和6年3月末までに作成する。

5 プロジェクト管理

(1) 統括担当の設置

業務全体の統括及び委託者等との調整窓口等を担う統括担当を、契約後速やかに設置すること。また、本件を担当するデザイナー、エンジニアなど、実際に制作を行うものを含めた打合せを適宜設定すること。

(2) 全体のスケジュール管理

統括担当は契約後速やかに本業務に係る全体スケジュールを委託者に提示し、承認を受けること。

(3) 留意事項

適正かつ確実な業務遂行体制を作ること。また、委託者からの求めがあった際には、速やかに報告が可能な状態にすること。

6 業務概要

(1) デザイン作成業務

ア 新デザインデータ一式作成

次の(ア)～(ウ)を踏まえ、新デザインのコンセプトを検討・策定した上で、新デザインデータ一式を作成すること。

(ア) 前提事項

① CMS

本市では、CMSを導入しており、CMS運用保守事業者が、HTMLやCSSの作成・更新を行っている。そのため、新デザインの設計にあたっては、CMSで実現可能なものとし、必要に応じて、CMS運用保守事業者と技術面での調整を行うこと。

② 新デザインの実装

CMS運用保守事業者により、令和5年10月から令和6年3月にかけて実施予定である。

③ サイト構成の見直し

本業務と並行し、令和5年6月から9月にかけて、第2～3階層レベルの上位階層を中心にサイト構成の見直しを本市で進める予定である。

(イ) 新デザインの要件

新デザインに求める要件は次のとおり。詳細は、別紙資料「横浜市ウェブサイトデザインの方向性」及び「横浜市ウェブサイトの基礎データ・本市の考える課題」（いずれも参加意向申出書を提出した事業者のみ別途配布）による。

① モバイルファースト

スマートフォン等のモバイル端末で閲覧された際の使いやすさをより重視したデザイン設計を行うこと。

② マルチデバイス対応

レスポンシブウェブデザインとすること。

なお、スマートフォン向けデザインとPC向けデザインの2パターンを作成すること。

③ トーン&マナー

サイト全体で統一感のあるデザインとすること。

④ ユーザビリティ

見た目から直感的に情報が伝わるデザイン、一貫性のあるインターフェースなど、ユーザー（特に、スマートフォンユーザー）の使いやすさを考慮したデザイン設計を行うこと。

⑤ ウェブアクセシビリティ

JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠すること。

なお、本業務説明資料における「準拠」という表記は、情報通信アクセス協議会・ウェブアクセシビリティ基盤委員会が定めた「ウェブコンテンツの JIS X 8341-3:2016 対応度表記ガイドライン 2016 年3月版」で定められた表記による。

《参考》

- ・横浜市ウェブサイト ウェブアクセシビリティ方針

<https://www.city.yokohama.lg.jp/aboutweb/webaccessibility/accessibility-policy.html>

- ・デジタル庁 ウェブアクセシビリティ導入ガイドブック

<https://www.digital.go.jp/resources/introduction-to-web-accessibility-guidebook/>

- ・総務省 みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

(ウ) 対象範囲

① URL

横浜市ウェブサイト (<https://www.city.yokohama.lg.jp/>) のうち、次に掲げる URL 配下のページを除く全て。

《対象外の URL》

- ・市長の部屋 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/mayor/>)
- ・横浜市会 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/shikai/>)
- ・市営交通 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kotsu/>)

なお、ヘッダー・フッターは、対象外 URL のページにおいても共通のデザインを使用しているため、後述③のとおり作成することを想定している。

② デザイン・レイアウトのパターン

代表的なデザイン・レイアウトのパターンは次のとおり。

なお、現行デザインのうち、(4)～(6)で使用しているパーツは、別紙資料「横浜市ウェブサイト パーツ一覧」(参加意向申出書を提出した事業者のみ別途配布)」による。

(1) トップページ

(2) セカンドページ

現行デザインにおける「暮らし・総合」「観光・イベント」「事業者向け情報」「市の情報・計画」などの第2階層ページ及び区トップページの次階層ページ。

(3) 区トップページ

18区で共通のデザイン・レイアウトとするが、ページの一部に、区の個別の要素を盛り込むことを想定している。

(4) 汎用インデックスページ

CMSが自動生成する下位階層のページへのリンク集となるページ。第3階層以下のディレクトリのインデックスページ(index.html)で使用している。

(5) 特設ページ

新型コロナウイルス感染症、ワクチン、図書館、職員採用等の本市職員が作成しているインデックスページ。現行デザインでは、ページごとに見た目が異なるが、共通レイアウトを使用して作成している。

(6) 汎用コンテンツページ

市職員が作成するページ。文章や画像、見出し、表、リストなど様々な要素を適宜組み合わせで作成している。

(7) イベントカレンダーページ

各区局のイベント情報をカレンダー形式で掲載しているページ。市・区で設けられているが、共通のデザインとなっている。

(8) 多言語トップページ

在住外国人向けのトップページ。英語・中文簡体・ハングル・やさしい日本語の4言語あるが、全て共通のデザインとなっている。

(9) 海外向けトップページ

海外向けの多言語コンテンツを掲載しているページ。

(10) ブランディングページ

令和6年度以降に新規に設けることを予定している本市の施策PRを目的とするページ。1ページで構成されるランディングページのような運用を想定している。

③ ヘッダー・フッター

本市が想定するヘッダー・フッターのパターンは次のとおり。

(1) 市サイト

(2) 区サイト (18区共通のパターンを一つ作成。ただし、ヘッダー・フッターは区ごとに区名やマーク、色を変更することを想定している。)

(3) 多言語

(4) 市長の部屋

(5) 横浜市会

(6) 市営交通

イ 一部サイト構成の検討

サイト構成のうち、トップページ及び区トップページの次階層については、トップページ及び区トップページのグローバルナビゲーション等に表示されるため、項目の検討を行うこと。検討結果は、前述ア（新デザインデータ一式作成）で作成するデザインに反映すること。

ウ ブランディングページ素材作成

ブランディングページ公開用の画像素材の作成（10枚程度）を行うこと。本市の事業に関連する画像の元データは、本市から提供する。

(2) 運用マニュアル等作成業務

ア デザインシステム

横浜市ウェブサイトのあるべきデザインを、一貫性を持ってユーザーに提供するためのルール等をドキュメントとしてまとめること。ドキュメントには、横浜市ウェブサイトのデザインガイドライン、スタイル、コンポーネント、テンプレートといった内容を含めること。

《参考》

・デジタル庁 デザインシステム

<https://www.digital.go.jp/policies/servicedesign/designsystem/>

イ 運用マニュアル

本市職員が CMS でウェブページを作成する際、ユーザビリティやアクセシビリティに配慮したコンテンツを作成するために参照するマニュアルを想定している。デザインシステムで定める内容と整合がとれており、かつ、ウェブページ作成について詳しくない者であっても理解しやすい内容とすること。

ウ アクセシビリティテスト

令和5年9月末までに、新デザインデータの HTML モックアップが JIS X 8341-3:2016 の適合レベル AA に準拠していることを確認すること。

また、令和6年3月までに、アクセシビリティの問題が生じていないか視覚障害者等によるユーザーテストを実施し、結果をレポートすること。

7 成果物

期日	項目	形式
令和5年9月29日	新デザインデータ一式	・ ai もしくは psd （※レイヤーを保持した状態） ・ HTML モックアップ
令和6年2月29日	ブランディングページ 画像素材一式	・ ai もしくは psd ・ JPEG
令和6年3月22日	デザインシステム	・ DOCX または PPTX ・ PDF
	運用マニュアル	・ DOCX または PPTX ・ PDF
作成後速やかに	アクセシビリティテスト レポート	・ PDF

8 著作権の処理

(1) 本件委託にかかる著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）は委託者に

- 帰属し、受託者は著作権者人格権の行使をしないこと。
- (2) 制作等にあたり、第三者の著作権等の権利に抵触した場合は、受託者の責任と費用をもって適正に処理すること。
 - (3) 本件に使用する映像、写真、原稿、イラスト等については、事前の受託者からの承諾なしに、委託者の別の事業の中で使用することがある。
 - (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議のうえ、決定するものとする。

9 適用文書

本業務は、委託者が用意する以下に基づき実施すること。

- (1) 委託契約約款
- (2) 電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項
- (3) 「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」
受託者は、本業務を遂行するにあたり、可能な限り「横浜市インターネット情報受発信ガイドライン」を遵守しなければならない。本ガイドラインを適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。
- (4) 「Web ページ作成基準」
受託者は、可能な限り「Web ページ作成基準」に従うこと。本作成基準を適用できない項目については、委託者と受託者間で協議するものとする。

10 業務価格

業務価格は 18,150 千円（税込み）を限度とする。

11 一般事項

- (1) 本業務の進捗状況については、委託者に適宜報告すること。
- (2) 業務の実施に際しては、委託者からの指示に基づき、十分に協議を行うこと。
- (3) 本業務で知り得た情報については、「委託契約約款」及び「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守し、十分に留意して管理を適切に行うこと。
- (4) 本業務の進捗管理等必要があるときは打合せを行うこと。
- (5) 業務内容及びその他必要事項について疑義が生じた際は、委託者と速やかに協議の上対応すること。
- (6) 本仕様書に記載のない事項及び本仕様書に疑義のある場合には、委託者と事前に協議し、その指示に従うこと。